

事務事業及び予算の執行実績
(令和 7 年度分)

労働委員会事務局

目 次

労働委員会事務局の施策等の概要	1
事務事業の概要	3
事業の根拠法令調	15
職員配置調	16
令和 7 年度歳入予算執行状況調	17
預 金 調	18
郵券等受払調	18
令和 7 年度歳出予算執行状況調	20
委託料等歳出予算執行状況節別集計表	22
委託料に関する調	24
負担金支出調	26
備品・図書調	27
主要備品調	28

労働委員会事務局の施策等の概要

1 施策概要

- (1) 不当労働行為事件の審査・労働争議の調整・個別労働関係紛争のあっせんの実施
労使関係の正常化と安定化に資するため、労働組合法に基づく不当労働行為事件の審査、労働関係調整法に基づく労働争議の調整及び知事からの委任による個別労働関係紛争のあっせんなどについて、迅速かつ的確な事務処理に努めた。

(2) 重点的に取り組んだ事項

ア 迅速かつ的確な事件処理

令和7年度は、不当労働行為審査事件2件、労働争議調整事件7件、個別労働関係紛争あっせん事件16件の合計25件について、迅速かつ的確な処理に努め、令和7年度中に、不当労働行為事件2件、労働争議調整事件6件及び個別労働関係紛争あっせん事件13件の合計21件が終結した。

イ 委員及び職員の専門性の向上

労働委員会は、労使紛争の解決を支援するための準司法的機関として、高い専門性が求められることから、全国やブロック単位の協議会等が主催する各種会議及び研修などを通して研鑽に努めた。

特に、最新の労働判例及び労使関係に係る最近の動向をテーマに、早稲田大学法学学術院教授で東京都労働委員会会長代理の水町勇一郎氏を講師として招いて「委員研修会」を開催するなど、委員及び職員の専門性向上を図った。

ウ 労働委員会制度の認知度を高めるための広報活動

労働委員会制度の利用拡大を図るため、公益・労働者側・使用者側の三者構成による公正中立な調整、無料、簡易で迅速な手続など制度のメリットをPRした。

具体的には、昨年度に引き続き、市町や商工会議所等への訪問や、経営者団体との連携による傘下企業へのリーフレットの配布などを通じ、労働相談窓口及びあっせん制度の紹介を行った。

特に、個別労働関係紛争のあっせんに係るPR活動については、県民生活センターの労働相談から当委員会のあっせんによるトラブル解決までの流れを前面に出し、関係機関やコンビニエンスストアへのリーフレットの配布、「県民だより」への掲載及び各市町の広報紙やSNS等への掲載等による情報発信に努めた。

さらに、新規事業として労使トラブル未然防止講座を実施し、使用者委員が、経済団体が主催する経営者等の集会へ出向き、基本的な労働関係法令の知識や労使トラブルを防止するためのポイントを解説することにより、労使紛争の未然防止を図るとともに、労働委員会の認知度の向上に努めた。

2 職員の概要

(単位：人・歳)

区分	職 員 数			アの平均年齢	アの健康管理区分									
	一般職員 ア	その他職員 イ	計 ウ		A 勤務休止	B1	B2	C1	C2	D1	D2	D3	未区分	計
						勤務時間短縮		時間外制限		平常勤務				
						要治療	要観察	要治療	要観察	要治療	要経過観察	医療不要		
計	8	1	9	47.75						2 (2)	1 (1)	4 (4)	1 (1)	8 (8)

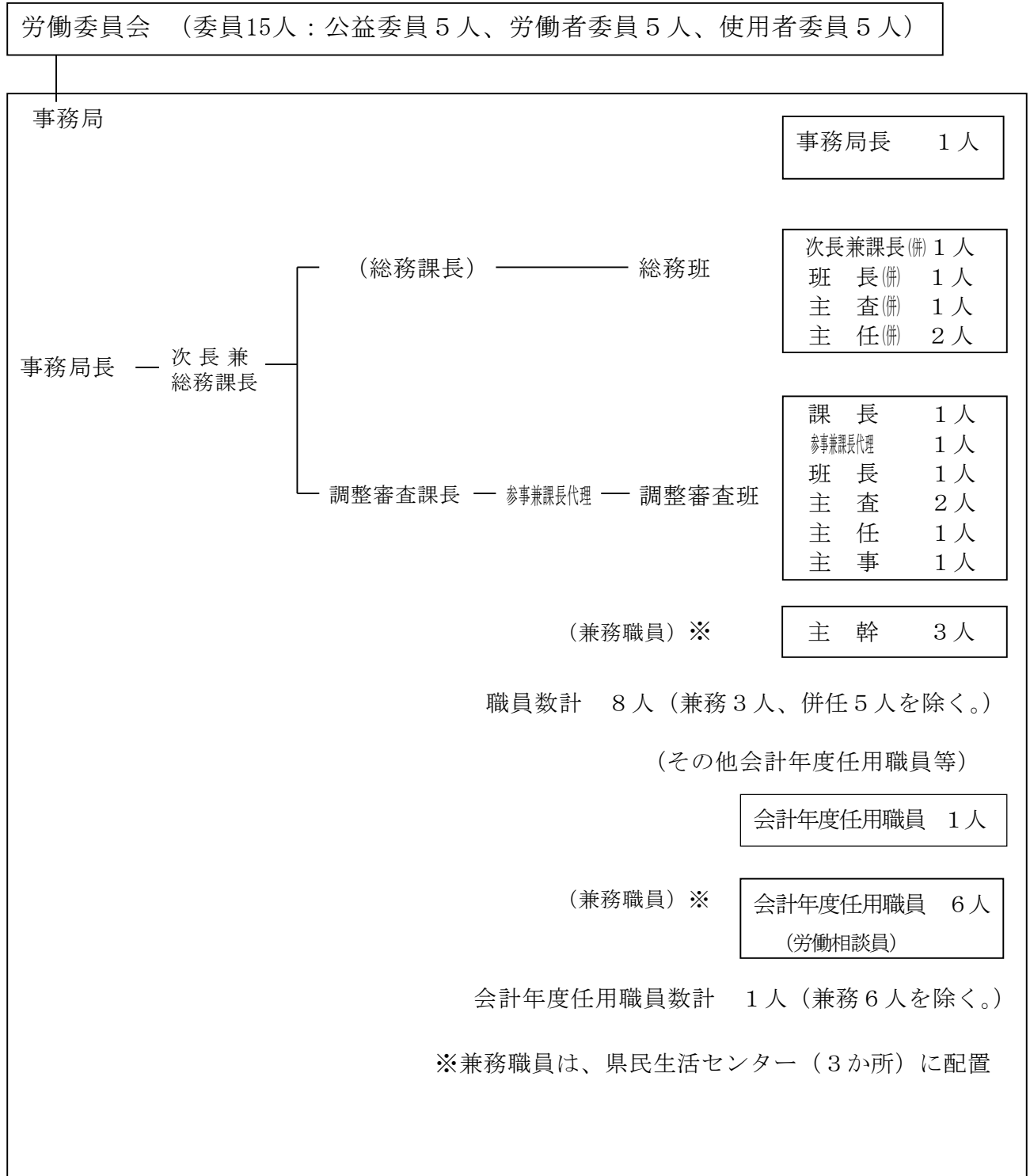
(注) 兼務職員及び併任職員除く。その他職員は会計年度任用職員。

事務事業の概要

【労働委員会事務局】

〈組織図〉

(令和8年4月1日現在)



<労働委員会委員>

第46期労働委員会委員（任期：令和6年6月1日～令和8年5月31日） 令和8年5月31日現在

区 分	氏 名	現 職	勤務年数	備考
公益委員 (非常勤) 5人	宮田 逸江	弁護士	8年0月	会長
	縣 郁太郎	弁護士	4年0月	会長代理
	笹原 恵	静岡大学大学院情報学領域教授	12年0月	
	本庄 淳志	静岡大学人文社会科学部教授	4年0月	
	白井 正人	弁護士	2年0月	
労働者委員 (非常勤) 5人	菅 勝幸	前U Aゼンセン静岡県支部支部長	4年0月	
	高橋 真澄	トクラス労働組合執行委員長	4年0月	
	齋藤 裕光	ヤマハ発動機労働組合 副中央執行委員長	4年0月	
	角山 雅典	連合静岡会長	2年0月	
	河野 由香里	全矢崎労働組合中央副執行委員長	2年0月	
使用者委員 (非常勤) 5人	秋山 辰巳	元一般社団法人静岡県経営者協会 専務理事	13年7月	平成24年 11月1日就任
	高井 正人	元ヤマハ株式会社執行役員 人事・総務本部長	6年0月	
	山崎 伊佐子	フジ物産株式会社代表取締役社長	4年0月	
	松下 恵美子	三協紙業株式会社代表取締役社長	4年0月	
	天野 崇志	元一般財団法人静岡県銀行協会 専務理事 事務局長	2年11月	令和5年 7月1日就任

I 調整審査課

1 課別の事務又は事業の目的、計画、実績（成果）

(1) 不当労働行為事件の審査

使用者が労働組合法第7条によって禁止されている行為（不当労働行為）を行ったとして、労働組合等から救済申立てがなされた場合、公益委員の中から選任される審査委員が審査（調査・審問）を行う。また、労使の委員は、参与委員として調査、審問等に参与する。その結果、不当労働行為が行われたと認められる場合には、原状回復などの救済命令を発し、認められない場合には棄却の命令を発している。

しかし、命令を発した場合でも再審査申立てなどにより事件の解決が長引き、また、労使の対立を一層深める結果となる可能性もあることから、将来にわたる労使関係の安定を図るため、随時、円満な解決となる和解を勧めている。

なお、不当労働行為には次の4つの類型がある。

ア 不利益取扱い（労働組合法第7条第1号）

労働者が、労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことの故をもって、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱いをすること、又は労働組合への不加入、脱退を雇用条件とすること。

イ 団体交渉拒否（労働組合法第7条第2号）

労働者の代表者との団体交渉を正当な理由なく拒否すること。

ウ 支配介入（労働組合法第7条第3号）

労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、又は労働組合の運営に経理上の援助を与えること。

エ 報復的な不利益取扱い（労働組合法第7条第4号）

労働者が不当労働行為の救済申立てをしたこと、審査及び労働争議の調整に際して証拠の提示若しくは発言をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをすること。

令和7年度に取り扱った不当労働行為事件は2件で、いずれも前年度からの繰越であった。このうち1件は和解により、1件は取下げにより終結した。（表1、2）。

表1 不当労働行為事件の処理状況

(件)

年 度	取 扱 件 数			終 結 件 数					繰越 (a-b)
	繰越	新規	計(a)	命令	却下	和解	取下げ	計(b)	
3年度	1	0	1	1	0	0	0	1	0
4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5年度	0	2	2	0	0	0	1	1	1
6年度	1	2	3	0	0	1	0	1	2
7年度	2	0	2	0	0	1	1	2	0

表2 不当労働行為事件の申立内容別一覧 (件)

年度	不利益取扱い	団体交渉拒否	計
3年度	1	0	1
4年度	0	0	0
5年度	1(1)	1(1)	2(2)
6年度	0	3(2)	3(2)
7年度	0	2	2

(注) ()内は、当該年度に申請のあったもので、内数。

(2) 労働争議（集团的労使紛争）の調整

ア 労働争議の調整

労働争議の調整は、労働関係調整法により、「あっせん」、「調停」及び「仲裁」の3つの方法が定められている。

このうち、「あっせん」は、最も一般的に利用されている調整方法であり、公労使のあっせん員が労使双方の主張を調整することにより、労使の自主的な争議の解決を支援するものである。

「調停」は、公労使の三者構成による調停委員会が調停案を作成し、双方にその受諾を勧告して労働争議を解決に導く調整方法である。なお、本県で「調停」の申請は、平成26年度以降行われていない。

「仲裁」は、公益委員のみによる仲裁委員会を設け、仲裁裁定を行うことにより争議を解決させるものである。なお、本県で「仲裁」の申請は、昭和39年度を最後に例がない。

令和7年度に取り扱った調整事件は全てあっせん事件で、その内訳は、新規申請が6件、前年度からの繰越しが1件であった。このうち、6件が年度内に終結し、1件が翌年度に繰り越された（表3）。

また、主な紛争内容別の内訳は、「団交促進」が4件、「賃金等」が2件、「経営又は人事」が1件であった（表4）。

表3 調整事件の処理状況 (件)

年 度	取 扱 件 数			終 結 件 数					繰 越 (a-b)
	繰越	新規	計(a)	解決	打切り	取下げ	不開始	計(b)	
3年度	0	8	8	2	3	1	0	6	2
4年度	2	5	7	1	3	1	0	5	2
5年度	2	1	3	1	0	1	0	2	1
6年度	1	5	6	3	2	0	0	5	1
7年度	1	6	7	3	2	1	0	6	1

表 4 調整事件の紛争内容別一覧

(件)

年 度	団交促進	組合活動	賃金等	経営又は人事	労働条件 (賃金等以外)	職場の 人間関係	計
3年度	4(4)	0	1(1)	3(3)	0	0	8(8)
4年度	4(2)	0	2(2)	1(1)	0	0	7(5)
5年度	0(0)	0	2(1)	1(0)	0	0	3(1)
6年度	3(3)	0	1(0)	1(1)	1(1)	0	6(5)
7年度	4(3)	0	2(2)	1(1)	0	0	7(6)

(注) () 内は、当該年度に申請のあったもので、内数。

「賃金等」とは、賃金増減、賃金未払い、諸手当、一時金・退職金、解雇・休業手当などをいう。

「経営又は人事」とは、解雇、配置転換、出向・転籍、復職、懲戒処分などをいう。

イ 労働争議の実情調査

労働争議の実情調査は、労働委員会規則第62条の2の規定に基づいて行っている。特に労働関係調整法第37条により争議行為の予告が義務付けられている公益事業（運輸、郵便・電気通信等、水道・電気・ガス供給、医療・公衆衛生の事業）については、ストライキ等の争議行為が行われると県民生活に著しい支障を及ぼし、場合によっては生命、身体への影響も生じるおそれがあるため、深刻な労働争議の発生を未然に防止し、労使間の紛争を迅速に解決すべく、速やかに労使双方の主張を当事者から聴くなどの調査を行っている。

令和7年度に取り扱った実情調査は25件であり、争議予告のあった公益事業について争議の状況を調査したものである。

業種別の内訳は、医療業が12件、貨物運送業が4件、旅客運送業が4件、その他が5件である（表5）。

表 5 業種別労働争議実情調査実施状況

(件)

年 度	医療業	貨物 運送業	旅客 運送業	廃棄物 処理業	その他	計	調査実施組合延 べ組合員数(人)
3年度	30	16	13	5	17	81	9,760
4年度	14	13	10	1	12	50	7,186
5年度	15	14	11	3	10	53	8,604
6年度	16	6	7	0	8	37	7,758
7年度	12	4	4	0	5	25	2,575

(3) 個別労働関係紛争のあっせん

地方自治法第180条の2に基づく知事からの委任を受け、平成13年5月1日から、「個別労働関係紛争のあっせん」を実施している。これは、労働組合を介しない個々の労働者と使用者との間に生じた紛争について、あっせん員が労使双方の主張を調整することにより、労使の自主的な解決を支援するものである。

令和7年度に取り扱った個別労働関係紛争あっせん事件は16件で、その内訳は、新規申請が13件、前年度からの繰越しが3件であった。このうち13件が年度内に終結し、3件が翌年度に繰り越された（表6）。

主な紛争内容別の内訳は、「賃金等」が3件、「経営又は人事」が8件、「労働条件（賃金等以外）」が1件、「職場の人間関係」が4件である（表7）。

表6 個別労働関係紛争あっせん事件の処理状況 (件)

年 度	取 扱 件 数			終 結 件 数					繰 越 (a-b)
	繰 越	新 規	計(a)	解 決	打 切 り	取 下 げ	不 開 始	計(b)	
3年度	1	14	15	8	5	1	0	14	1
4年度	1	14	15	5	4	0	0	9	6
5年度	6	12	18	8	10	0	0	18	0
6年度	0	16	16	6	7	0	0	13	3
7年度	3	13	16	6	7	0	0	13	3

表7 個別労働関係紛争あっせん事件の紛争内容別一覧 (件)

年 度	賃金等	経営又は人事	労働条件 (賃金等以外)	職場の 人間関係	計
3年度	1(1)	9(8)	1(1)	4(4)	15(14)
4年度	1(1)	9(8)	0	5(5)	15(14)
5年度	2(1)	9(7)	1(1)	6(3)	18(12)
6年度	0(0)	5(5)	4(4)	7(7)	16(16)
7年度	3(3)	8(7)	1(0)	4(3)	16(13)

(注) () 内は、当該年度に申請のあったもので、内数。

「賃金等」とは、賃金増減、賃金未払い、諸手当、一時金・退職金、解雇・休業手当などをいう。

「経営又は人事」とは、解雇、配置転換、出向・転籍、復職、懲戒処分などをいう。

(4) その他

ア 労働組合の資格審査

労働組合の資格審査は、労働組合が労働委員会の労働者委員を推薦するとき、不当労働行為の救済申立てをするとき、法人登記をするときなどに、当該組合からの申請に基づいて、当該組合が労働組合法に規定する労働組合の条件に適合しているかどうかについて審査し、決定するものである。

令和7年度に取り扱った資格審査は20件である。

内訳は、新規申請が18件、前年度からの繰越しが2件であった。(表8)。

これらの処理結果は、18件が適合、2件が取下げ・打切りであった(表9)。

表8 資格審査取扱状況 (件)

年 度	繰越	新規	計
3年度	1	17	18
4年度	0	0	0
5年度	0	21	21
6年度	1	2	3
7年度	2	18	20

表9 資格審査の処理状況 (件)

年度	委員推薦					不当労働行為					法人登記					計				
	適合	取下げ・打切り	不適合	審査中	計	適合	取下げ・打切り	不適合	審査中	計	適合	取下げ・打切り	不適合	審査中	計	適合	取下げ・打切り	不適合	審査中	計
3年度	17	0	0	0	17	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	18	0	0	0	18
4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5年度	19	0	0	0	19	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	19	1	0	1	21
6年度	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3
7年度	17	0	0	0	17	0	2	0	0	2	1	0	0	0	1	18	2	0	0	20

※「取下げ」とは、申請取下げの申出による審査手続の終了、「打切り」とは、労働委員会規則第23条第5項に規定する、審査事由の消滅による審査手続の終了をいう。

イ 地方公営企業等に勤務する職員のうち非組合員の範囲の認定告示

地方公営企業等に勤務する職員が結成する労働組合に加入することができない非組合員(労働組合法第2条第1号)の範囲を、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づいて、当事者の申出により労働委員会が審査し、認定のうえ告示するものである。

令和7年度の取扱件数は1件（静岡市上下水道局）であった。

ウ 県民生活センターにおける労働相談事業等との連携

県民生活センターの労働相談業務と労働委員会のあっせん制度の連携を図るとともに、利用者により身近なところであっせん申請を受け付けるなど利便性の向上を図るため、各県民生活センターに兼務職員を配置し、年度当初に連絡会議を開催して情報の共有化を図っている。

兼務職員の業務は次のとおりである。

- (ア) 労働委員会業務全般に係る申請等の手続の相談・指導
- (イ) 個別労働関係紛争あっせんに係る申請書の受付
- (ウ) 事務局調査への同行
- (エ) 現地あっせんの会場確保
- (オ) 争議行為予告に係る情報収集

エ 労働委員会制度に関する広報活動

個別労働関係紛争あっせん制度など、当委員会の業務の中でも一般県民の利用が想定されるものについては、積極的な広報が必要である。

令和7年度は、昨年度に引き続き、市町の相談窓口や商工会議所、商工会への訪問のほか、経営者団体と連携した経営者向けの広報として、労働相談窓口及びあっせん制度を紹介するリーフレットを傘下の企業へ配布するなどの情報発信を行った。

特に、10月の個別労働紛争処理制度周知月間に合わせ、県内の薬局やホームセンター等の商業施設でポスターを掲示するなど、直接一般県民の目に触れる手法に留意して認知度向上を図った。

また、新規事業として労使トラブル未然防止講座を実施し、使用者委員が、経済団体主催の経営者向けの会議に出向き、基本的な労働関係法令の知識や労使トラブルを防止するためのポイントを実際の事例を交えながら解説し、労使紛争の未然防止を図るとともに、労働委員会の認知度の向上に努めた。

(ア) 一般県民向け

a リーフレット

労働相談窓口の一覧及びあっせん制度を紹介したA4判リーフレットを作成し、県民生活センターや関係機関窓口、スーパーマーケットなどの商業施設等に約3,700枚を配架した。

b 各種広報紙等への掲載

県民だよりのほか、県内市町（25市町）、静岡県経営者協会、静岡県中小企業団体中央会、連合静岡等の協力を得て、それぞれの発行する広報誌・情報誌及びメールマガジンを通じた制度の紹介を行った。

c ホームページ

労働委員会制度の概要を掲載するとともに、申請書記載例等を掲載して利用

者の利便性向上に努めている。

また、当委員会でも取り扱った労働争議調整及び個別労働関係紛争あっせん事件の事例を掲載するとともに、あっせん制度に関するPR動画を発信して、労働委員会の業務内容を広く紹介している。

(イ) 学生向け

若年者が、いわゆるブラックバイト等で労使間のトラブルに巻き込まれる状況が想定されることに鑑み、県内大学等の学生部窓口を通じて、新入生等に学生向けに電子媒体でリーフレットを配布し、周知啓発に努めた。

令和7年度の配布実績

種別	対象校
大学、短大、専門学校、専修学校	112校

(ウ) 市町の相談窓口等との連携強化

県民生活センター兼務職員と協力して市町の労政所管課や相談窓口等を訪問し、連携強化に取り組んでいる。

令和7年度は、浜松市ほかの市町労政担当課・相談窓口等を訪問し、当委員会の業務を周知するなどして連携強化を図った。

令和7年度の訪問等実績

種別	訪問数
市町	12団体

(エ) 経営者向け

a リーフレット

商工会議所及び商工会といった経営者団体の協力を得て、経営者向けの労働相談窓口及びあっせん制度を紹介するリーフレットを配布するなど、相談窓口の周知及び制度に関する理解促進に努めた。

令和7年度の訪問等実績

種別	訪問数	配布枚数
経営者団体	12団体	約3,600枚

b 労使トラブル未然防止講座

使用者委員が、経済団体主催の経営者向けの会議に出向き、基本的な労働関係法令の知識や労使トラブルを防止するためのポイントを解説し、労使紛争の未然防止を図った。

種別	開催数	受講者数
経済団体主催会議	5回	約160名

(オ) その他の活動

ラジオ放送に職員が出演して、労働委員会の紹介を行ったほか、「静岡県労働委員会年報」をホームページに掲載するなどの情報発信を行った。

2 評価、課題及び改善

(1) 評価

ア 事件等の処理実績

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考) 7年度の 「不応諾打ち切り」 を除いた解決率
不当労働行為事件 の終結までの平均 処理月数 (目標期間:15か月)	18か月 (12か月)	— (13か月)	7か月 (11か月)	5か月 (12か月)	13か月 (11か月)	—
労働争議(集団的労 使紛争)の解決率	40.0% (45.2%)	25.0% (38.5%)	100.0% (41.7%)	60.0% (47.8%)	60.0% (50.0%)	75.0% (76.9%)
個別労働関係紛争 の解決率	61.5% (38.1%)	55.6% (39.7%)	44.4% (43.1%)	46.2% (48.4%)	46.2% (50.0%)	85.7% (82.5%)

※年度ごとに事件数の増減が大きく、また、複数年度にまたがる事件があるため、各年度（当該年度を含む。）直近5年間の平均値を（ ）内に併記する。

※解決率＝和解による解決件数／(和解による解決件数＋打ち切り件数)

※「不応諾打ち切り」とは、被申請者があっせんに応じず、あっせん実施前に打ち切りとなったものをいう。

不当労働行為事件の審査については、労働組合法第27条の18に基づき当委員会で定めた審査期間の目標は15か月である。令和7年度に終結した2件のうち、1件は処理月数8か月で目標を達成したものの、もう1件は処理月数18か月で目標を達成できなかった。これは、当事者双方が弁護士に依頼しなかったため、的確な主張・立証を行わなかったことに加え、審査中に被申立人が破産手続の準備に入り、事業を引き継いだ別法人を当事者に追加するなど状況が複雑化したためである。

また、労働争議の調整及び個別労働関係紛争のあっせんについては、法令等で業務処理に係る目標数値が示されていないものの、成果を計る指標として、解決率(取下げを除く総取扱件数に占める和解による解決件数の割合)を算定し、年度毎に比較している。

なお、当該事件については、年度毎に事件数の増減があること、複数年度にまたがる事件も存在することなどから、各年度の解決率と併せ、当該年度を含む直近5年間の解決率も算出している。

労働争議の調整については、令和7年度の和解による解決率は60.0%であり、前年度と同じであったが、直近5年間の平均解決率を上回った。

内訳を見ると、終結事件6件中、打ち切りとなったものが2件あり、そのうち1件が不応諾打ち切りであった。

個別労働関係紛争のあっせんについては、令和7年度の和解による解決率は46.2%であり、前年度と同じであったが、直近5年間の平均解決率を下回った。

内訳を見ると、終結事件13件中、打ち切りとなったものが7件あり、そのうち6件が不応諾打ち切りであった。

イ 労働委員会制度の広報

労働委員会制度の広報については、令和7年度に県民生活センターの相談者に対して実施した調査によれば、個別労働関係紛争あっせん制度に係る申請の窓口である同センターの労働相談について知ったきっかけは、市町の相談窓口など関係機関からの紹介や県のホームページが多かった。これまで取り組んできた、関係機関への訪問等による広報の成果と考える。

また、労使トラブル未然防止講座については、受講後アンケートによると、具体的な労使トラブルの事例紹介を通じた未然防止のポイントを解説した点を高く評価する意見が多く、経営者層への意識啓発につながったと考えられる。

(2) 課題

不当労働行為の審査については、事案の多様化及び複雑化が進む中、審査期間の目標を超過している事案もあるため、今後も引き続き処理期間の短縮に取り組む必要がある。

労働争議の調整及び個別労働関係紛争のあっせんについては、不応諾打ち切りを除いた解決率が、労働争議の調整で75.0%、個別労働関係紛争のあっせんでは85.7%となっており、いずれの事件においても不応諾打ち切りの削減が解決率向上のための課題となっている。

労働委員会制度の広報については、広報効果が高いと考えられる、関係機関への訪問等による周知活動の強化や、ホームページの更新・充実を一層図る必要がある。

また、労働委員会の取り扱ってきた労使紛争事案の傾向を見ると、当事者(特に使用者)がワークルールを理解していないことを原因として発生するケースが多い。とりわけ、中小・零細企業において労働関係法令の知識が不足している傾向があり、このことが労使紛争につながっていると考えられることから、使用者を対象として、紛争の未然防止に向けた取組を引き続き行う必要がある。

(3) 改善

不当労働行為の審査については、両当事者が合意して終結する和解等による解決が、紛争の早期解決、将来に向けた正常な労使関係構築という点で、命令よりも効果的であることから、今後も、和解協議を積極的に実施していく。

また、的確な争点整理を行うことにより、当事者双方が十分かつ効率的に主張・立証ができるよう配慮するとともに、審査期日の一括設定や複数証人尋問の同一期日実施などにより処理期間の短縮に努める。

労働争議の調整及び個別労働関係紛争あっせんについては、不応諾打切り削減のため、事務局調査の際、被申請者の主張を丁寧に聞き取った上で、あっせんのメリットを十分説明するほか、状況に応じて使用者委員から応諾勧奨を行うなどの働き掛けを行っていく。

労働委員会制度の広報については、市町相談窓口所管部局や生活相談窓口等を含む関係機関への周知の強化やホームページ等デジタル媒体を活用した情報発信などを中心とした広報活動を進めていく。また、中小企業経営者を対象とした取組として、経済団体と連携し、企業経営者や経営指導員等が集まる機会を利用して、使用者委員が労働委員会の取組について周知を図るとともに、労使トラブルの事例紹介を通じた紛争予防のポイントを解説し、紛争の未然防止への意識啓発に努めていく。

事業の根拠法令調

事業名	根拠法令
不当労働行為事件審査	労働組合法、労働組合法施行令、労働委員会規則
労働争議調整	労働組合法、労働関係調整法、労働関係調整法施行令、地方公営企業等の労働関係に関する法律、地方公営企業等の労働関係に関する法律施行令、労働委員会規則
労働争議実情調査	労働関係調整法、労働関係調整法施行令、労働委員会規則
個別労働関係紛争のあっせん	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律、地方自治法
労働組合資格審査	労働組合法、労働組合法施行令、労働委員会規則
地方公営企業等に勤務する職員のうち非組合員の範囲の認定・告示	地方公営企業等の労働関係に関する法律、地方公営企業等の労働関係に関する法律施行令、労働委員会規則

職 員 配 置 調

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

区 分		総務課	調整審査課	計
配 置 職 員	職員(事)	1 (5)	7 (3)	8 (8)
	職員(技)			
	暫定再任用職員 (事)			
	暫定再任用職員 (技)			
	定年前再任用 短時間勤務職 (事)			
	定年前再任用 短時間勤務職 (技)			
	計	1 (5)	7 (3)	8 (8)
	会計年度任用職員	1	(6)	1 (6)
	臨時的任用職員			
	計			
	合計	2 (5)	7 (9)	9 (14)

※ 1 事務局長は総務課に含む。

2 先方在勤の兼務職員及び本務所属以外の併任職員は（ ）内に外書きにより記載する。（実数が様式第 2 号で整理番号を付した職員数と一致する。）

令和7年度歳入予算執行状況調

(一般会計)

科 目	予 算 現 額				調 定 額 A	収入済額		不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額 E	予算現 額に対 する収 入済額 の増減	収 入 歩 合 $\frac{B+C}{A-D}$	納 期 内 収 入 率 $\frac{B}{A-D}$	摘 要
	当 初 予算額	補 正 予算額	継続費 及び 繰越事 業費繰 越財源 充当額	計		納 期 内 B	納 期 後 C						
第14款 諸収入	円 263,000	円 11,000	円 0	円 274,000	円 273,964	円 273,964	円 0	円 0	円 0	円 △36	% 100	% 100	
第7項 雑 入	263,000	11,000	0	274,000	273,964	273,964	0	0	0	△36	100	100	
第2目 雑 入	263,000	11,000	0	274,000	273,964	273,964	0	0	0	△36	100	100	
第87節 保険料負担金 1 非常勤職員	263,000	11,000	0	274,000	(273,964) 273,964	(273,964) 273,964	(0) 0		(0) 0		(100) 100	(100) 100	
計	263,000	11,000	0	274,000	273,964	273,964	0	0	0	△36	100	100	

預 金 調

(令和8年3月31日現在)

金融機関名	預金種類	口座番号	口座名義人	残 高 (円)	摘 要
静岡銀行 県庁支店	無利息型 普通預金	259535	労働委員会事務局 総務課資金前渡者 次長兼総務課長	25,000	交際費の 継続的資金前渡用
静岡銀行 県庁支店	無利息型 普通預金	259579	(自振口) 労働委員会事務局 総務課資金前渡者 次長兼総務課長	0	社会保険料の 支払い(引落し)用
残 高 合 計				25,000	

郵 券 等 受 払 調

(令和8年3月31日現在)

(単位：枚、円)

区 分	種 類	令和6年度						令和7年度								摘 要
		繰 越		受 入		払 出		繰 越		受 入		払 出		差引現在高		
		枚 数	金額	枚 数	金額	枚 数	金額	枚 数	金額	枚 数	金額	枚 数	金額	枚 数	金額	
タクシー チケット	静岡市 タクシー事 業協同組合	0		60		0		0		60		0		0		使用 廃棄 用度課返納
計		0		60		0		0		60		0		0		

余白

令和 7 年度歳出

(一般会計)

科 目	予 算 現 額				
	当初予算額	補正予算額	継続費・ 繰越事業 費繰越額	予備費 支出・流用 増 減	計
第 8 款 経済産業費	円 96,457,000	円 △ 3,399,000	円 0	円 0	円 93,058,000
第 9 項 労働委員会費	96,457,000	△ 3,399,000	0	0	93,058,000
第 1 目 委員会費	24,278,000	△ 4,839,000	0	0	19,439,000
委員給与費	22,228,000	△ 4,839,000	0	0	17,389,000
委員活動費	2,050,000	0	0	0	2,050,000
第 2 目 事務局費	72,179,000	1,440,000	0	0	73,619,000
職員給与費	65,732,000	1,798,000	0	0	67,530,000
事務局 運営活動費	6,447,000	△ 358,000	0	0	6,089,000
計	96,457,000	△ 3,399,000	0	0	93,058,000

予算執行状況調

支出済額	翌年度 繰越額	不用額	特定 財源額 (決算額)	摘 要
円 88,330,407	円 0	円 4,727,593	円 0	
88,330,407	0	4,727,593	0	
16,564,709	0	2,874,291	0	
(14,805,300) 14,805,300	0	(2,583,700) 2,583,700	0	労働委員会委員の報酬費である。 不用額は人件費の確定によるものである。
(1,759,409) 1,759,409	0	(290,591) 290,591	0	労働委員会委員の総会等活動に要した 経費である。不用額は旅費等の確定による ものである。
71,765,698	0	1,853,302	0	
(65,858,193) 65,858,193	0	(1,671,807) 1,671,807	0	事務局職員の給与費である。 不用額は人件費の確定によるものである。
(5,855,476) 5,907,505	0	(181,495) 181,495	0	総会等の運営、労働争議の調整及び不当 労働行為の審査等に要した経費である。 不用額は事務費の節約等によるもので ある。
88,330,407	0	4,727,593	0	

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

節 名	会 計	款	項	目	執 行 済 額 (円)		
					令和6年度 (令和5年度)	令和7年度 (令和6年度)	左のうち、前年度 からの繰越額分
(12) 委 託 料	01 一般会計	08 経済産業 費	09 労働委員 会費	02 事務局費		16,500	
計					0	16,500	
(14) 工 事 請 負 費							
計					0	0	
(16) 公有財産 購 入 費							
計					0	0	
(17) 備 品 購 入 費	01 一般会計	08 経済産業 費	09 労働委員 会費	02 事務局費		156,508	
計					0	156,508	
(18) 負担金、 補助及 び交付金	01 一般会計	08 経済産業 費	09 労働委員 会費	02 事務局費		27,100	
計					220,800	27,100	
(21) 補償、補填 及び賠償 金							
計					0	0	

余白

委 託 料 に

整理 番号	委託業務名	受託者	当 初 設計金額	契約金額		
				当初額	変更増減額	計
1	産業廃棄物処理業務委託	ミナミ金属 株式会社	円 16,500	円 16,500	円 0	円 16,500
	事務関係計	1 件	16,500	16,500	0	16,500
	合計	1 件	16,500	16,500	0	16,500

関 する 調

(令和7年度)
(令和8年3月31日現在)

契約締結 方法	契約期間	支 出 年月日	金額	委託業務 の内容	摘要
随契	R8. 2. 2 ~ R8. 3. 13	R8. 3. 17	円 16,500	随契1号（少額）	
		小計	16,500		
			16,500		
			16,500		

負担金支出調

(令和 7 年度)
(令和 8 年 3 月 31 日現在)

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額	支出年月日
1	第39回14都道府県労働委員会使用者委員会会議負担金	14都道府県労働委員会使用者委員会 議幹事	会議開催通知	会議の開催	円 15,000	R 7. 7. 2
2	関東ブロック労委労協幹事会負担金	関東ブロック労委労協	会議開催通知	会議の開催	円 4,100	R 7. 12. 25
3	関東ブロック労委労協総会・研修会負担金	関東ブロック労委労協	会議開催通知	会議及び研修会の開催	円 8,000	R 8. 3. 10
計		3 件			27,100	

備 品 ・ 図 書 調

(令和7年度)

(令和8年3月31日現在)

区 分	令和7年 3月31日 現在	増		減		令和8年 3月31日 現在
		数 量	購入価格 (円)	数 量	売却価格 (円)	
01-01 机 類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-03 いす類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-04 収納保管庫類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-10 印判類	6	(0) 0	0	(0) 0	0	6
02-01 情報処理機器類	4	(2) 3	156,508	(0) 3	0	4
02-02 情報伝達機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
50-01 図 書	22	(0) 0	0	(0) 0	0	22
計	36	(2) 3	156,508	(0) 3	0	36

主 要 備 品 調

(令和 8 年 3 月 31 日 現在)

整理 番号	区 分		品 名 ・ 規 格	利用状況	購入年月	購入金額
	大 ・ 中	小				
1	01-04	その他の収納保管庫	横スライド書庫 オカムラ 6-8タイプ	常時使用	平成11年5月	1,047,900円
2	01-01	平 机	応接会議テーブル オカムラ 2193MX	公益委員 会議日・ 審問日等 に使用	平成2年3月	280,000円